

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年3月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア開発キャピタル株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ビクトリー ドメイン リミテッド (Victory Domain Limited)
住所又は本店所在地	イギリス領バージン諸島 VG1110 トートラ ロード・タウン ウィッカムズ・ケイII ビストラ・コーポレート・サービス・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(23)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年8月14日
訂正箇所	変更報告書の通し番号および提出者の住所

## (訂正前)

## 【表紙】

【提出書類】 変更報告書(23)

## (訂正後)

## 【表紙】

【提出書類】 変更報告書(24)

## (訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ビクトリー ドメイン リミテッド (Victory Domain Limited)
住所又は本店所在地	イギリス領バージン諸島、トートラ ロード・タウン オフショア・インコーポレーションズ・センター 私書箱957 (POBox 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, BVI)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ビクトリー ドメイン リミテッド (Victory Domain Limited)
住所又は本店所在地	イギリス領バージン諸島 VG1110 トートラ ロード・タウン ウィッカムズ・ケイII ビストラ・コーポレート・サービス・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	